

ネイチャーポジティブと30by30の最新動向について

のり ひさ まさ し
則久 雅司

環境省 自然環境局 自然環境計画課長
(現 環境省 九州地方環境事務所長)

昨今、ネイチャーポジティブという言葉聞くことが増えている。2023年7月に自然環境計画課長に着任したが、20年ほど前に計画課に在席した当時との業務内容の大きな変化に驚いた。そして、ここには大きなチャンス・フロンティアがあると感じる一方で、現実的には多くの課題も存する。最近の施策の動向について多少の私見も交えつつ本稿で紹介してみたい。

1. ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブとは、「生物多様性の損失を止め反転させて回復軌道に乗せること」を意味する。2021年6月のG7コンウォール・サミットでの「2030年自然協約」に盛り込まれ、2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性

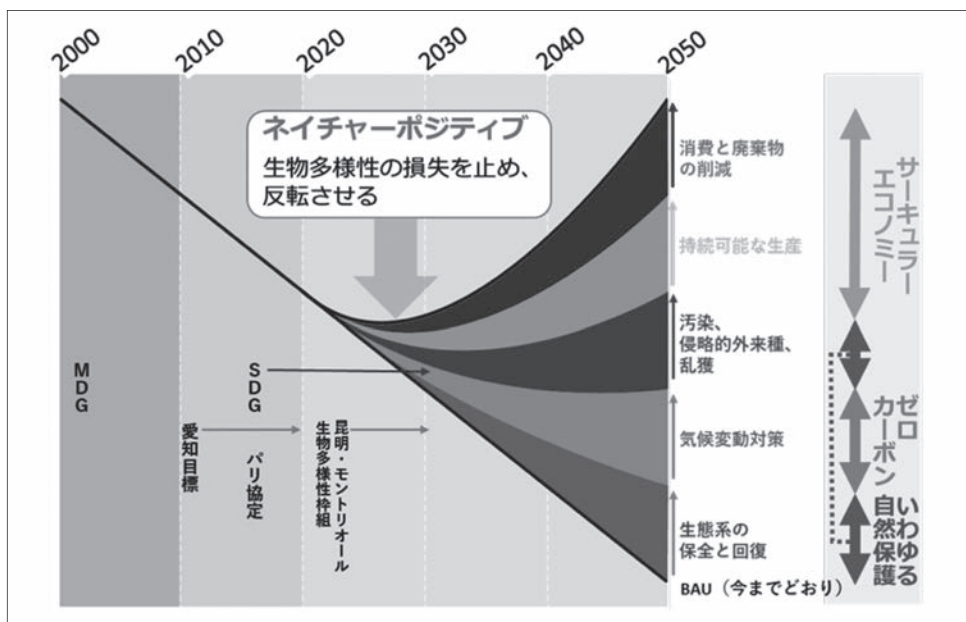


図1 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

枠組」(以下、GBF)において世界目標となった(図1)。GBFは「自然と共生する世界」の実現を2050年ビジョンとして掲げ、2030年までのミッションとして「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平で衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め反転させ回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる」ことを定め、2030年に向けて23のターゲットを示している(図2)。GBFでは、ネイチャーポジティブという用語こそ用いていないが、いまやネイチャーポジティブの考え方は全世界共通のミッションとなっている。

2022年にGBFが採択されたCOP15には、経済界からも非常に多くの方々が参加されていた。以前と比べて、経済・ビジネスの分野で生物多様性への関心が非常に高まっており、多くの企業等が何らかの取組みを行い、あるいは、取組方を模索されている。グローバルには、企業経営において、脱炭

素だけでなく、生物多様性や自然の分野においても持続性を確保していかなければ、市場や投資家から評価されない時代を迎えつつあるためである。こうした生物多様性のビジネス関連については、浜島生物多様性主流化室長による次の記事に譲ることとし、本稿では、GBFの23のターゲットのうち、ターゲット3の30by30とターゲット2の劣化地再生に関係する施策を中心に論を進めたい。

2. 2つの30by30目標

GBFの23のターゲットのなかで、日本国内で最も知られているものが、ターゲット3の30by30である。「2030年までに、陸域及び内陸水域、並びに海域及び沿岸域の少なくとも30%、とりわけ生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に重要な地域が、該当する場合には先住民の及び伝統的な領域を認識しつつ、生態学的に代表的で、良く連結され、さらに衡平に統治さ



図2 昆明・モンテリオール生物多様性枠組

れた保護地域及びOECMからなるシステムを通じて、効果的に保全及び管理されるとともに、より広域のランドスケープ、シースケープ及び海洋に統合されることを確保及び可能にすること」であり、国立公園などの保護地域やOECM（other effective area-based conservation measures、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（環境省訳））を用いて、陸域、海域それぞれに2030年までに30%を保護することを目標としている。日本国内では、2023年度末時点で、陸域の20.5%、海域の13.3%が保護地域であるが、2030年までにそれぞれ30%とするためには、非常に広大なエリアを保護地域やOECMとしてカバーしていかなければならない。

また、GBFには、もう1つの30by30がある。ターゲット2では、「2030年までに、劣化した陸域、内陸水域、海域及び沿岸域の生態系の少なくとも30%の地域で効果的な回復下にあることを確保」することが求められている。いわゆる劣化地再生・自然再生であり、2030年までに劣化地の30%において自然再生を進めていくことが必要となるが、まだ劣化地についての定義は定まっていないため、分母となる数字は決まっていない。

3. OECMと自然共生サイト

OECMは、2010年に愛知県名古屋市で開かれた生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標に位置付けられた施策であり、日本の提案で盛り込まれたものである。直接的に自然保護を目的とする保護地域等でなくとも、生物多様性の保全に役立っている地域があるため、それらを保全手段の一部として位置付けていこうとするものであり、国公有地内の自然や、大学の演習林、企業の社有林や都市緑地、里地里山などの民間の手により保全

されているエリアが対象として想定される。このOECMが10年余りの歳月を経て、2022年のGBFにおいて大きく注目されることになった。このため、OECMは「名古屋のギフト」とも呼ばれる。

環境省では、2022年3月に「30by30ロードマップ」を策定し、30by30の実現は主としてOECMにより達成していく方針を示している。そして、このOECMの設定を国内で推進するために、民間等の有する土地を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023年度からスタートさせている。これは民間等により生物多様性が保全されている取組みがなされている地域を環境省が認定することで、30by30に寄与していこうとするものであるが、単に面積を確保するだけでなく、多くの主体に生物多様性に関わる活動を促進してもらうことで、ネイチャーポジティブな社会経済への変革を期す狙いもある。また、OECMは保護地域以外で設定するものであるが、自然共生サイトについては、国立公園などの保護地域内での民間等の取組みも認定対象としている。日本の保護地域制度では民間等の所有地が指定されていることも多く、こうした地域での活動を促進することも重要であるためである。こうした施策は、2022年度に設置した「OECMの設定・管理の推進に関する検討会」において議論を重ねてきた他、自然共生サイトの認定基準は、IUCNのOECMガイドラインに準拠して取り組んでいるところである。

2023年度には、2022年度の試行認定地も含めて、合計184カ所を自然共生サイトとして認定した。認定対象は非常に多様であるが、総じて見れば、大都市圏やその近郊に位置するものが多い。2024年度も自然共生サイトの認定申請を前期、後期にわけて受け付けることとしているが、4月より前期分60件程度の受付を想定して1ヶ月の募集期間を設けていたところ、1週間余りで

70件を超える応募があり、早々に受付を締め切ることとなった。民間等の方々の関心の高さをひしひしと感じている。

こうした民間等の活動する地域をOECMにしていこうとする施策は、世界的に見ても珍しい日本の特徴ある取組みである。諸外国では、民有地よりも国公有地のなかからOECMを設定する取組みが主流であると聞かすが、実は、日本においても、自然共生サイトとは別に「国制度OECM」の検討を関係省庁とともに進めている。具体的には、国の制度等に基づき管理されている森林、河川、港湾、都市の緑地について、関係省庁（環境省、国交省、農水省等）が連携してOECMの可能性ある地域を整理し、適切なものをOECMとして設定しようとするものである。また、海域については、環境省と水産庁において海域におけるOECMの考え方を整理しているところである。

4. 生物多様性増進活動促進法の制定

（1）経緯

「自然共生サイト」を法制化する。環境省では、2023年春にこの方針を立て、法制化にむけての検討や関係省庁との調整等を進めてきた。OECMの設定・管理の推進に関する検討会での議論を引き継ぎ、2023年

8月には中央環境審議会に「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進につき講ずべき措置について」諮問。同年10月より、自然環境部会の下に設置された「自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会」において検討を重ね、2024年1月に答申を得ている。

答申では、従来の自然共生サイトとの違いとして、サイトの認定を行うのではなく、場所と紐付いた活動の認定を行うこと。生物多様性の豊かな場所での活動だけでなく、生物多様性を回復・創出する活動についても認定対象に含めることなど新たな視点が盛り込まれ、法制化にあたっての大きな支えとなった。

2024年3月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出。国会審議は3月中から始まって円滑に進み、4月12日に参議院本会議において成立をみることとなった。国会では、衆議院及び参議院の両環境委員会において附帯決議もなされている。

（2）法律の概要

法律の概要を簡潔に示せば、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設と、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずるものである（図3）。

この法律の目的は、「生物の多様性の損失が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしている中で、我が国においても生物の多様性の損失が続いている状況に鑑

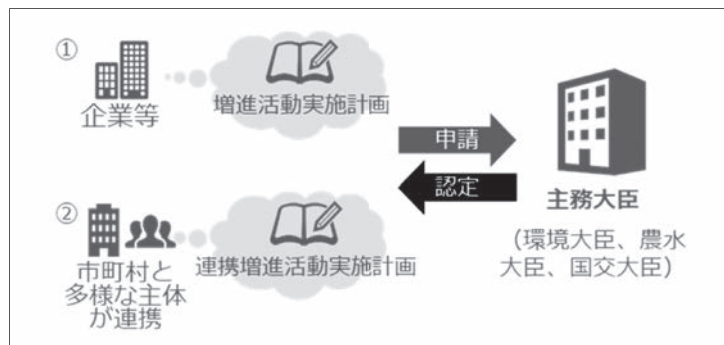


図3 生物多様性増進活動促進法（活動認定制度）の概要

み、この状況を改善する地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等の措置を講じ、もって豊かな生物の多様性を確保し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。」と規定されている。

また、この法律では、生物多様性の増進という用語が用いられているが、増進には、維持の他、回復と創出を含むと定義されている。従前の自然共生サイトは、良好な生物多様性を維持する活動がなされる地であったが、今回は、先の答申にあったとおり、生物多様性を回復、創出する活動、いわゆる自然再生も対象となる。

この法律の基本理念では、生物多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、豊かな生物多様性の恵沢を享受できる、自然と共生する社会の実現を掲げている。

自然共生サイトは、環境省のみによる取組みであったが、本法は、環境省、農林水産省、国土交通省の3省共管となり、基本方針（地域生物多様性増進活動の促進の意義、計画作成の基本的事項、農林漁業に係る生産活動との調和その他の配慮すべき事項等を記載）も3省共同で策定することとなる。

本法の核となる法律事項は、「増進活動実施計画」及び「連携増進活動実施計画」の認定である。企業やNPO等が、生物多様性を増進する活動を行おうとする場合、「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる他、市町村が広く音頭をとって、関係者と連携して増進活動を行おうとする場合は、「連携増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとなっている。これらの計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載することとなるが、認定を受けることにより、増進活動計画に記載のある行為のうち、自然公園法等に基

づく木竹の伐採の許可や、外来生物法に基づく特定外来生物の防除等に係る規制について特例が適用されて手続きがワンストップ化され、円滑に活動が行えるようになる。また、これらの認定事務は、独立行政法人環境再生保全機構が担うこととなる。現状の自然共生サイトの申請については、リソースの制約から、申請受付件数を制限する事態が続いているが、新法に基づく申請については十分な受付体制を整備することとなる。

また、市町村が連携増進活動実施計画の認定を受けた場合、当該市町村と活動の実施者、土地所有者等の間で全員の土地所有者等の同意を得て「生物多様性維持協定」を結ぶことにより、後日、相続や売買によって土地所有者に変更が生じて、協定の効力は新たな所有者に対して承継される規定を設けている。

本法には、前身となる法律である「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」があるが、本法の成立をもって廃止となる。同法に基づく、地域連携保全活動支援センターなどの規定は、新法にも引き継がれている（新法では、地域生物多様性増進活動支援センター等）。

5. インセンティブ

中央環境審議会での答申案の議論や、生物多様性増進活動促進法の国会審議において、生物多様性を増進する活動を促進するためのインセンティブのあり方は大きな論点となった。これまでも多くの企業等によって自主的な自然保護の活動が実施されているが、その活動の意義や価値の対外的な発信は大きな課題となっている。国が活動を認定し、OECM国際データベースへの登録を含め、ネイチャーポジティブという

国際的な大きな潮流に適合した旨を確認することで、企業等の活動の意義や重要性を明確なものとし、企業価値の向上に寄与することとなるが、それに加えて、具体的なインセンティブについても議論となり、前述した他法令とのワンストップ化の他、情報開示や情報発信の支援、予算・税制等の支援などに関心が強く寄せられた。

現在は、どのようなインセンティブが有効かの議論がなされているが、いずれ2050年ともなれば、ネイチャーポジティブは、インセンティブの有無にかかわらず、誰もが当然のこととして取り組んでいかなければいけない。できる限り早く取組みに着手することで得られる知見・ノウハウ、そして先駆的企業としての信頼の向上には、経済的インセンティブを超えた価値があるのではないかと期待する。

6. 生物多様性の見える化

本年1月の中央環境審議会答申では、生物多様性の状況の「見える化」について、「国として、どのような場所の保全が効果的かを示していくためにも、生物多様性の現状や、保全のニーズがある場所、保全上効果的な場所や生態系の回復が必要な場所を見える化し、生態系の質的な変化を含めて評価・把握する手法の構築を図ることが必要である。」と記されている。

GBFターゲット3で記されているように、生物多様性の増進のためには、保護地域やOECMの効果や連結性も考慮して配置していくことが望ましい。また、自治体や企業にとってもどの場所で増進活動を行えば、より効果的であるかがわかれば、生物多様性地域戦略の策定やTNFDに活用できる活動の促進といった面でもより効果的となる。

環境省では、今年度より、「生物多様性見える化システム」の開発に向けて取り組

むこととしている。まずは、生物多様性の可視化・地図化機能を具備したシステムの開発を目指すこととするが、堅実なデータを使用し、複数の基礎情報を表示できるシステムとしたうえで、順次機能を拡張し、生物多様性の評価（定量化・数値化含）機能の実装を目指していくこととしている。ゆくゆくは、「保全活動エリアの把握」から「保全活動効果の評価」まで一貫通貫の取組みを「見える化」を図っていきたい。

他方で、生物多様性オフセットやクレジットといった議論が今後想定されるなか、自然の価値を見える化していくことには慎重あるいは否定的な見解も寄せられている。推進を志向する方々からは、ロケーションアプローチであるTNFDにとって、精度は粗くとも場所毎の自然情報が示されていないと企業活動のなかで評価が行えないこと。国際的なルールメイキングにおいてデータで示していかないと日本の自然の特徴の反映が難しくなること。将来的なオフセット・クレジット導入のためにも今から準備が必要であること、あるいは、グリーンウォッシュ批判対策として必要といった指摘をお聞きする。他方、慎重または反対の意見としては、自然には関係の価値と機能的価値があり、後者は指標化できるが、前者は不可能であること。また、自然について科学的にわかっていることはごく一部。測れるごく一部の情報だけで自然全体について（経済的な）価値付けをするのは無謀であるとするご意見などがある。また、国がこうした地図を出すことは、生物多様性の増進のためではなく、開発適地選定に使われてしまうリスクがあるといった指摘も寄せられる。フィールド調査者が地道にデータを集めていることから、データを活用したビジネスが発展するのであれば、データ利用者からフィールド調査者への経済的還元策も今後必要となってこよう。

温室効果ガス、廃棄物、汚染物質、騒音

や悪臭といった問題は、人間がもたらした環境問題である。しかし、人間と自然との関わりは、環境や経済という概念で捉えきれない根源的・哲学的な事象である。環境省が、自然や生物多様性の見える化を誰もから支持される形で社会実装していくためには、その前提として、自然の価値評価にあたっての基本的考え方を整理し、見える化した情報へのリテラシーの向上なり取扱説明書といったものをオーソライズし、情報を扱う者の共通理解としていくことが必要となるのではないだろうか。

7. 終わりに

本年4月に成立した生物多様性増進活動

促進法は、ネイチャーポジティブな社会の実現に向けて植えられた1本の木である。今まで、国立公園や絶滅危惧種と言ったスペシャルな自然を対象にしていた環境行政から、幅広くすべての自然を資本と捉え、脱炭素や資源循環分野とのシナジーを考えた行政に進化していくこととなる。この1本の小さな木は、今後、生物多様性の見える化、支援証明書などのインセンティブ、将来的なオフセットやクレジットなど数多の課題とともに生長し、ゆくゆくは大きな巨樹になるのではないか。もし、そうなのであれば、1本の木の植樹に立ち会えたことはこの上のない喜びとなる。

投稿原稿募集

『生活と環境』では、環境全般（生活衛生、廃棄物処理・リサイクル、環境保全等）に関する原稿を募集しています

【テーマ】

調査研究、新技術紹介等の有用な情報を含む、環境全般（生活衛生、廃棄物処理・リサイクル、環境保全等）が対象です。ただし、他の出版物等に発表されていないものに限ります。

【分量】

3,000～4,000字程度。その他、必要に応じて図・表・写真5点程度。

【掲載】

『生活と環境』編集部による審査に基づき採否を決定し、掲載が決定した場合には投稿者へご連絡いたします。なお、その際に原稿の補足・加筆等をお願いすることがございます。

【原稿料】

掲載原稿については、規定の原稿料を追ってお支払いいたします。

【お問い合わせ・原稿送付先】

〒210-0828

神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
(一財)日本環境衛生センター

『生活と環境』編集部

Tel : 044-288-4967 Fax : 044-288-5217

E-mail : shuppan@jesc.or.jp